第三次東松山市 地域福祉計画

地域で支え合い 自分らしく暮らせるまち 東松山

(令和7年度~令和11年度)

令和7年3月 東松山市



東松山市地域福祉計画について

地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者など、 多様な主体が協力し合い、暮らしのあらゆる場面において起こり得る生活課題の解決に取り組んでいく ことであり、地域の活性化にも「還元」されていくと考えられています。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助・支え合い(共助)、 公的な福祉サービス・支援(公助)が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく 関係を築くことが必要です。

東松山市地域福祉計画

東松山市地域福祉計画は、国の社会福祉に関する基礎的な事項を定めている「社会福祉法」に基づく計画です。東松山市としての地域福祉の目指す姿や、取組の方向性などを市全体で共有するための計画です。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「東松山市再犯防止推進計画」と、 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、「東松山市成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。 ▶▶▶10ページ参照

第三次東松山市地域福祉計画の背景

少子高齢化の進展など社会構造の変化により、わたしたちが暮らしていく上での課題は、複雑化・複合化しています。介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」、高齢の親と無職の子が同居し、親が子の生活を支える「8050問題」、家事や家族の世話をこどもが過剰に担い、学業と生活の両立に困難を抱える「ヤングケアラー」などはその一例です。

地域生活課題の複雑化・複合化と並行して、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症、物価高騰など、わたしたちの暮らしに大きな影響を与える出来事が相次いで起きており、引き続き「地域共生社会」の実現を目指した取組が求められています。

このような社会状況を踏まえ、令和3年4月1日に「地域共生社会」の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、重層的支援体制整備事業をはじめとする、地域の実情に応じた市町村の包括的な支援体制の整備が努力義務として設けられ、国や県においても包括的支援体制の整備をはじめとする福祉や災害対策、地域づくりにおいて取り組んできた自助・共助・公助を、持続可能な地域包括ケアの仕組みに発展させる地域福祉活動の展開を目指しています。

これらの背景から、地域福祉活動がより活発に展開され、「地域共生社会」が実現していくように、「地域で支え合い 自分らしく暮らせるまち 東松山」を基本理念に、令和7年度から令和 11 年度までを実施期間として、第三次東松山市地域福祉計画を策定します。

■ 地域共生社会とは?

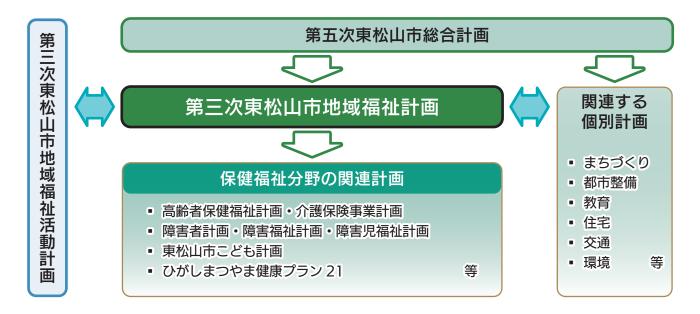
個人や家庭が抱える問題を地域で包括的に支えていけるように、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

計画の位置付け

本計画は、東松山市全体の指針となる第五次東松山市総合計画を上位計画とし、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する保健福祉分野における「上位計画」として位置付けられています。

そのため、本計画は各法を根拠とする保健福祉の分野別計画との整合を図りながら、包括的な支援体制の整備など、本市の福祉施策の基盤となる全体の方向性を示しています。

また、社会福祉協議会が取りまとめる民間計画「東松山市地域福祉活動計画」とは、基本理念及び 基本目標を共有し、東松山市における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置付け、ともに連携・ 協働を図りながら計画を推進します。

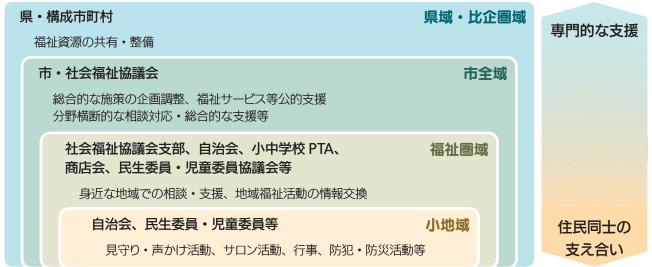


地域の範囲

地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域(小地域)から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制の整備が重要となります。

本計画では、市内の7地区を福祉圏域の基礎単位と位置付けています。 さらに、身近な生活圏域における地域住民等の主体的な参画が進むよう に、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの 構築など、社会福祉協議会とともに検討し、整備していくこととします。





課題の整理

市民を対象としたアンケート調査や、地域福祉に関連する活動を行っている団体を対象としたアンケート調査、地区懇話会などから整理した東松山市の地域福祉の課題は、以下のとおりとなります。

課題 1 つなげる

地域のつながりが希薄化する一方で、市民の地域愛着は高く、機会があれば地域活動に参加が期待されます。福祉に限らず幅広い分野で交流を促進し、多世代が主体的に課題解決に取り組む力を育むことが必要です。

また、庁内や地域団体との連携を強化し、市民に役割や業務を分かりやすく伝えることが重要です。

課題2

地域福祉の推進には、住民の主体的な参加が重要であり、福祉への関心と理解を広めることが求められます。高齢者支援に加え、虐待や孤立、貧困などの問題を早期に発見・支援するため、地域の見守りが不可欠です。

若い世代の関心を高め、メリットを感じられる活動を工夫し、地域のつながりを強めることが必要です。また、有償ボランティア制度や活動時間の工夫など、参加しやすい環境整備も検討すべきです。

課題 3 育てる

地域福祉を支える社会福祉協議会や民生委員、ボランティア、NPO 法人の認知度向上には工夫が必要です。特に若い世代の理解を深めることが重要であり、教育機関や企業と連携した普及啓発活動が求められます。

広報のターゲットを絞り、関心を高める取組を進めるとともに、福祉活動を支える人材の研修支援や専門性向上、優れた人材の確保・育成が地域福祉の継続において課題となっています。

課題 4

福祉に限らず、保健・医療・教育・就労・居住など多方面からの支援が必要なケースが増えています。 多様化・複雑化する課題に対応するため、重層的な支援体制の構築が求められています。

福祉事業者、NPO 法人、ボランティア、地域住民などが連携し、個人や世帯の困り事に対する包括的な支援の在り方を共に検討していくことが重要です。

■ 東松山市の強み

市内 7 地区に社協支部が設置され、地域の特色を生かした事業を展開しています。NPO 法人も毎年増加し、多様な活動を行っています。

アンケートでは、近所付き合いを大切に思う人が7割弱、地域活動への参加意向は6割弱でした。 団体ヒアリングでは、新たな事業の開始や専門団体との連携強化が見られ、地域住民とのコミュニケーションも進められています。また、地区懇話会では、地域課題への意見が寄せられ、地域への愛着や福祉への関心も確認されました。

Ш

計画の基本的な考え方

基本理念

東松山市では、平成 27 年 3 月に策定した第一次地域福祉計画において「暮らしを支え合い 幸せを育むまち 東松山」を、令和 2 年 3 月に策定した第二次計画において「地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山」を基本理念として、地域住民がいつまでも幸せに笑顔で暮らしていけるまちをつくるため、自助・共助・公助の役割分担と連携を基本に、地域福祉の推進を目指して取り組んできました。

また、国や県においても、制度や分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。さらに、具体的な方策として、複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「包括的支援体制」の整備を進めることとしています。

しかし、少子高齢化・核家族化の進行により、地域における交流やつながりが希薄化し、お互いに助け合い、支え合う機能が弱まり、多様で複合的な生活課題を抱える人はますます増えています。また、コロナ禍で顕在化した困窮や孤独・孤立などの新たな課題により、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な視点からの横断的な支援を必要とするケースは引き続き増加しています。

そこで、本市では、これまでの計画理念を継承発展させ、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域でともに支え合い、助け合い、尊重しながら、自分らしく暮らし、幸せを感じることのできる地域共生社会の実現に向けて、第三次東松山市地域福祉計画の基本理念を以下のとおりとします。



基本目標・取組を進めるための「視点」

前計画の基本目標を継承しつつ、現在の状況や課題を踏まえ、基本理念のもとに 4 つの基本目標を掲げています。基本目標には、それぞれに施策の方向性を示しており、施策の展開にあたって各主体が共通のイメージを持って共に取り組んでいけるように「目指す姿」を設定し、あわせて「市の主な取組(概要版では、東松山市の強みを生かした取組の視点である「地域の様々な県域での対話の場づくり」を踏まえての重点的な取組のみを記載)」を示しています。

また、東松山市の強みを生かした取組の視点として「地域の様々な圏域での対話の場づくり」を掲げます。課題から出発した「施策の方向性」に対し、強みから出発した「取組の視点」を全ての施策の方向性に共通する考え方として位置付けることで、東松山市の特色を生かした計画の推進を図ります。

基本目標と施策の展開

基本目標 1 つなげる

つなげる

市民が抱える様々な課題を個別に対応するのではなく、背景にある様々な要因に対して総合的な対応を行うことができるように、多様な主体と連携した体制の構築を図ります。

そこで、社会福祉法人・施設やNPO法人、ボランティアを含む地域住民等との連携を図るとともに、各主体の強みを生かした地域づくりへの参加を促します。現状分析では、社会福祉協議会について十分に認知されていない状況もうかがえるため、社会福祉協議会とともに周知に向けた取組を強化します。また、地域の多様な課題を住民自身が把握し、解決に向けて効果的な活動を行うことができるように、庁内の関係部署間の連携に加えて、社会福祉協議会とも一層連携し、地域支援の推進を図ります。

(1) 自治会や民生委員など地域との連携

目指す姿

- 多様な組織の多様な活動を通じて、重層的に地域と市との連携が図られている社会
- ◎ 自治会、民生委員など地域で活躍する団体同士が情報共有できる場の提供や仕組みづくりを進めるとともに、様々な場や集まりに顔を出し、顔の見える関係を構築し、地域における福祉の充実した環境づくりにつなげます。

(2) 地域で活動する法人や企業との連携

目指す姿

- 社会福祉協議会などの法人や地域で活躍する企業と連携が図られている社会
- ◎ 地域活動団体が連携するための研修や意見交換など対話の場をつくり、現在生じている課題を整理するとともに、既存の資源の有効活用や新たな資源の発掘に取り組みます。
- ◎ 様々な集まりや場に顔を出し、地域団体、機関、企業等と顔の見える関係性づくりを進め、地域 における福祉の充実した環境づくりにつなげます。

(3) だれもがつながることのできる機会の提供

- 年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが必要な情報を取得できるとともに、的確な機関につながることのできる体制
- ◎ 情報を得ることが困難な方に対し、それぞれの特性に配慮しながら、デジタル技術を積極的に活用し、福祉の情報が"つながる"よう情報提供体制の充実を図ります。
- ◎ 相談しづらい方の声が的確な機関に届くよう、オンライン相談も含めたより必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を検討するとともに、ICT利用が難しく外出困難な方に対し、身近な場所で安心して気軽に相談できる機会を提供します。

基本目標 2 支え合う



性別、年齢、国籍などが異なる様々な立場や価値観を持つ市民がお互いを認め合い、多様性を尊重 し合いながら、様々な地域の課題を他人事ではなく自分のこととして捉え、課題の解決に向けて共に取 り組む地域の実現を目指します。

そこで、地域の見守りや支え合い活動の活発化を図ります。現状分析では、地域活動に参加している人は、地域の支え合いの必要性についても理解が高いため、地域交流の促進も図ります。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民が様々な地域活動への参加を通じて、生きがいや楽しみを感じられるような場の充実を図ります。

さらに、近年は、大規模な災害が相次ぎ、災害に対する不安が高まっています。現状分析では、災害時の地域の相互支援の必要性を多くの住民が感じている様子がうかがえます。災害時など緊急時の対応や犯罪対策などは、日頃からの自助・共助の取組が重要となるため、防災・防犯対策の取組の拡充を図ります。

(1) 地域活動に対する市民参加の促進

目指す姿

- 市内各地で行われる様々な市民活動について、市民の間に認知が広がり、誰もが気軽に参加できる社会
- ◎ 取組のヒントになるよう、分野の枠組みを超えた地域活動を行う団体・個人の情報交換の場を設けます。

(2) 市民による支え合いや見守り体制の充実

目指す姿

- 市民の自主的・自発的な活動が活性化し、お互いに支え合うことのできる社会
- ◎ 地域福祉に関する活動を行う団体や個人が、相互に情報交換などの連携・協力が図れるよう、 プラットフォームづくりを進めます。

(3) 自分らしく働くことへの支援

目指す姿

- 各分野で行われている就労支援を踏まえ、互いに連携・協力しながら、その人に合った働き方が実現できる社会
- ◎ 子育て支援、障害、高齢、生活困窮など、各分野で行われている就労支援の連携を図る場を設け、 支援が行き届くように調整を図ります。

(4)「もしも」に備えたまちづくりの推進

- 災害などの緊急事態に備えて、自助と共助と公助とが連携・協力しながら取組を進める社会
- ◎ 地区ごと・属性ごとの避難訓練を実施するなど、準備から訓練までの過程で対話を繰り返しなが ら、避難行動要支援者避難支援制度の取組を進めます。

基本目標3 育てる

育てる

地域福祉活動の持続可能性と地域の発展を図るため、地域福祉活動の支え手として、あるいはリーダーとして、幅広い多くの市民が参加する地域の実現を目指します。

そこで、より多くの市民の福祉への関心を高めるように、福祉教育や啓発活動を行います。特に現 状分析では、若い世代の福祉への関心が低いため、将来を見据えて、学校教育や生涯教育と連携した 福祉教育の推進を図ります。

また、地域福祉活動が広がる中で、認知症サポーターやゲートキーパーなど、様々な事情を抱えた人々を日常的にサポートする人材や、福祉活動を行う各種組織、団体の調整を行う人材、さらには、専門的な知識や技術を有する人材についての確保、育成を図ります。

(1) 福祉に携わる人材の充実

目指す姿

- 公的なサービスのほか、インフォーマルなサービスも含めた福祉の担い手が充実している体制
- ◎ 介護サービス事業者や保育所等の職員に対して対面による研修会を開催し、スキルアップや業務の向上を目指します。
- ◎ 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターを対象とした地域福祉に関する研修会を 実施し、意見交換を行います。

(2) 福祉について学ぶ機会の提供

目指す姿

- 小中学校の児童生徒や市民を対象に、福祉について学ぶ機会を十分に提供できる体制
- ◎ 地域の支え合いをさらに推進するため、市民向けのサポーターやゲートキーパーの対面を活用した養成研修を実施します。

(3) ボランティア活動の推進

目指す姿

- 多様な選択肢が用意され、自分に合ったボランティア活動を行うことができる社会
- ◎ ボランティアの内容や要件について整理し、参加を希望する人に対して身近な団体や活動内容に 関する情報を伝えます。

(4) 福祉関係者の横のつながりの推進

- 多職種の福祉関係者同士の顔の見える関係を作り、複雑化・複合化した課題に対して、 調整や支援を行いやすくする体制
- ◎ 重層的支援体制整備事業の検討を進める過程で、これまでの取組を生かしながら意見交換を行い、効果的な支援調整を行うための多機関協働事業の役割を整理します。

基本目標 4 築く



困り事や困難を抱えていても、地域で安心して生涯にわたって自分らしく暮らせる社会の実現を目指 します。相談者も支援者も双方が取り残されない支援が求められています。

特に近年では、福祉課題が複雑化し増加していることから、孤独・孤立などのこれまでとは異なる視点も含めて課題を整理し、重層的支援体制整備事業などの包括的な支援体制を構築することにより、相談者も支援者も双方が取り残されない体制の整備を図ります。

こどもの貧困対策については、こどもの成長に応じた支援が行えるように、分野横断的な支援体制の整備を図ります。

また、現状分析では、福祉サービスの利用にあたって、サービス情報や申込先などの分かりにくさを 指摘する意見も少なくないため、情報バリアフリーを含めた情報提供体制の整備や相談支援体制の改 善を図ります。

成年後見制度の利用促進については、安心してサービスや制度を利用しながら地域で暮らせるように 権利擁護推進体制の向上を目指します。

さらに、急速な高齢化に対応した生活利便施設(移動スーパー等)や移動交通手段の確保などのハード面においても、福祉の視点が反映されるような体制の整備を図ります。

(1) 包括的な支援体制の構築

目指す姿

- 各分野で既に設置している包括的な支援機関を踏まえ、横断的な課題や制度の隙間にある課題についても、相談や支援ができる体制
- ◎ 横断的な課題や制度の狭間にある課題に対応するため、各分野で設置している包括的な支援機関を踏まえ、意見を交換しながら体制整備を進めます。
- ◎ 各分野の支援員同士が連携するための研修や意見交換など対話の場をつくり、現在生じている課題を整理します。

(2) 孤独・孤立の予防と対策

- 様々な社会的課題が孤独・孤立に起因するという考え方が浸透している社会
- 孤独・孤立という観点から相談者の課題を整理し、予防や対策を行う体制
- ◎ 既存の会議体を活用するなどして、東松山市においても「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の設置を検討し、意見交換を進めます。
- ◎ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等の会議体で、活用できる支援策を話し合い、孤独・孤立対策に着目した支援策の充実を図ります。

(3) 生活困窮者等への支援体制の充実

目指す姿

- 世帯全体を視野に入れた包括的な課題の整理を行う体制
- ■様々な分野で行われている支援を組み合わせ、その人に合ったプランを作成し、その人に合った自立を目指す本人主体の伴走型支援を行う体制
- ◎ 庁内外で行われている様々な生活困窮者向けの支援情報を収集し、関係部署間で会議等を通じて情報共有します。
- ◎ 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議などを活用し、個別支援のプラン内容を複数の視点で 協議するとともに、必要な施策や地域資源について対面による意見交換を行います。

(4) 自分らしく生きるための支援

目指す姿

- 住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるように、多様な分野が連携を図りながら、必要な方に必要な支援を行う体制
- 様々な価値観を理解・共感し、多様性を認め合う社会
- ◎ 成年後見制度が必要な人に普及するよう、周知に取り組みます。また、利用する人が多様な選択ができるよう、対面による市民後見人の理解促進、育成支援に取り組みます。

内包する計画

■ 東松山市再犯防止推進計画

犯罪をした人等の中には、仕事や住居が不安定であることや、依存症、高齢による孤立など、 さまざまな課題を抱えている方が多くいます。十分な支援を受けられないまま再び犯罪に至ってし まうこともあり、これを防ぐためには、継続的な社会復帰支援が必要となります。

東松山市では、国や関係団体と連携し、「地方再犯防止推進計画」を「東松山市地域福祉計画」に組み込み、犯罪をした人等が円滑に社会復帰し、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。 再犯防止については、市民の理解が十分に得られていないことが課題となっているため、更生保護団体との協力を強化し、市民の関心を高める啓発活動を推進します。

また、就労や住居の支援、保健・福祉サービスの利用促進を通じて、犯罪をした人等への必要な支援を行います。

■ 東松山市成年後見制度利用促進基本計画

東松山市では、認知症や知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方が安心して生活し、 財産や権利を守るために、成年後見制度の利用を支援しています。平成 31 年 4 月には「東松山 市成年後見センター」を開設し、親族がいない方への市長による申立てや、成年後見人への報酬 助成を通じて制度の普及を進めています。

今後、高齢者や障害者の増加が見込まれる中で、成年後見制度の利用の重要性が高まると考えられます。平成 28 年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、地方公共団体には地域の実情に応じた施策の策定・実施が求められています。そこで本市では、この法律第 14 条に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築、市民後見人の育成、成年後見センターの機能拡充などに取り組みます。

IV 計画の推進体制

計画の周知

第三次東松山市地域福祉計画は、市民や関係者、関係機関との連携や協力によって推進していきます。 このことから、計画の周知に当たっては、広報紙やホームページの活用を図るだけではなく、自治会や 民生委員・児童委員等の関係機関に対して、計画の推進に向けた取組について個別に説明を行うなど、 積極的な情報提供を行います。

関係機関等との連携

◆ 地域

市民が住み慣れた地域で共に暮らしていくためには、地域の問題に関心を持ち、地域の担い 手として、行動できる仕組みづくりが必要です。

市は、住民が地域福祉活動に主体的に参加できるよう、情報提供と人材育成を推進し、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていける地域づくりを進めます。

◆ 東松山市社会福祉協議会

東松山市社会福祉協議会は、地域住民や福祉 関係者の参加により福祉サービスの提供や福祉 活動に取り組むなど、地域福祉の推進役として の中心的な役割を果たしています。また、関係 機関や関係者の調整役としての機能も求められ ています。

市は、各種事業の支援及び連携強化を推進するとともに、東松山市社会福祉協議会の「第三次東松山市地域福祉活動計画」との整合を図ります。

◆ 関係機関

市は、地域福祉の推進に向け、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人などの地域活動団体のほか、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などの福祉に関係する機関や、商工会や観光協会などの地域の活性化に取り組む組織と、相互に連携や協力を図っていきます。

◆ 庁内の関係部署

福祉ニーズの多様化と複雑化を踏まえ、制度の狭間や複合的な課題の解決と地域づくりを図る観点から、制度や分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の福祉分野に限定されない関係部署との横のつながりをより一層強化します。

計画の実施状況の点検・評価

第三次東松山市地域福祉計画は、関係課所や関係団体による進捗状況の確認を踏まえ、施策の方向性と照らし合わせながら、東松山市地域福祉計画策定委員会において評価を年に2回行い、PDCAサイクルに沿った計画の推進を図ります。また、計画の評価はホームページ等で公表します。

関係課所や関係団体による進捗状況の確認は、地域福祉に関する会議体などを活用し、対面による意見交換を基本とすることで、毎年度、進捗状況の確認と合わせ、施策の方向性の確認と認識の一致を図ります。

また、評価方法として、福祉に関する事業の特性から、定量的な評価だけではなく、質的な変化を捉える定性的な評価を併せて行い、取組の見える化を図ります。

第三次東松山市 地域福祉計画

地域で支え合い 自分らしく暮らせるまち 東松山

概要版



第三次東松山市地域福祉計画 概要版

発行:令和7年3月

編集:東松山市健康福祉部社会福祉課

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町 1-1-58 TEL 0493-21-1455 FAX 0493-24-6066